

もとす広域連合第10期介護保険事業計画策定業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者を取り巻く環境が著しく変化していく中で、「もとす広域連合第9期介護保険事業計画」の計画期間（令和6年度～令和8年度）における介護給付費の変動や、介護保険制度に対する社会的ニーズの変化等を把握し、講ずべき施策を中長期的視点から検討することを通じて、次期計画となる「もとす広域連合第10期介護保険事業計画」（計画期間：令和9年度～令和11年度）を策定することを目的とする。

また、当該目的の達成のため、もとす広域連合と委託業務契約を締結する意思のある事業者の中から、公募型プロポーザルによる審査により、業務遂行上最も適格と判断される事業者を選定する。

2 業務の内容

(1) 業務名称

もとす広域連合第10期介護保険事業計画策定業務

(2) 業務内容

別添仕様書〔仕様書番号：も広介委第31号 もとす広域連合第10期介護保険事業計画策定業務委託（令和7年度・令和8年度）仕様書〕のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月17日までとする。

(4) 業務価格の上限

本業務にかかる概算業務価格の上限は下記のとおりとし、提出された企画書と見積書をもとに、最も評価の高かった者を優先候補者とし、契約締結に向けて交渉する。

令和7年度 5,084,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和8年度 4,330,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる資格要件をすべて満たすものとする。

- (1) この公告日において、もとす広域連合管内市町（瑞穂市・本巢市・北方町）いずれかの入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 参加表明書の提出日において、いずれの自治体においても入札参加資格停止（指名停止）を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 参加表明書の提出日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 介護保険事業計画の策定実績がある、あるいは策定実績があるスタッフを擁していること。
- (7) 国税、都道府県税及び市区町村税に滞納がないこと。

4 スケジュール

1	手続開始の公表	令和7年 4月28日（月）
2	質問の提出期限	令和7年 5月 2日（金）
3	質問の回答	令和7年 5月13日（火）
4	参加表明書の提出期限	令和7年 5月16日（金）
5	参加承認通知	令和7年 5月21日（水）
6	業務提案書の提出期限	令和7年 6月11日（水）
7	業務提案審査	令和7年 6月25日（水）（予定）
8	結果通知	令和7年 7月 2日（水）（予定）
9	契約締結	令和7年 7月 上旬（予定）

5 提出書類の様式

- (1) 参加表明書 (様式1)
- (2) 企業概要書 (様式2)
- (3) 業務実績 (様式3)
- (4) 業務提案書 (様式4)
- (5) 業務実施体制 (様式5)
- (6) 質問書 (様式6)
- (7) 辞退届 (様式7)

6 質問・回答

- (1) 提出方法
募集要項に対して質問がある場合は、別添の質問書（様式6）に必要事項を記載し、FAX又は電子メールにて提出すること。
- (2) 提出期限
令和7年5月2日（金）17時まで（必着）
- (3) 提出先
もとす広域連合 介護保険課

FAX番号 058-320-2265

電子メール kaigo@motosu-union.gifu.jp

(4) 回答方法

もとす広域連合のホームページにて公表

(5) 回答日時

令和7年5月13日(火) 予定

7 参加表明書の提出・参加承認

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及びもとす広域連合契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

①参加表明書 (様式1)

②企業概要書 (様式2)

③業務実績 (様式3)

(2) 提出期限

令和7年5月16日(金) 17時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

※持参の場合は休日を除く9時から17時までとし、郵送の場合は期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出すること。

(4) 提出場所

もとす広域連合 介護保険課

〒501-0466 岐阜県本巣市下真桑1000番地

TEL 058-320-2220 FAX 058-320-2265

(5) 参加承認

郵送にて、令和7年5月21日(水)に参加の可否を送付する。

8 業務提案書の提出

企画提案者は、以下の書類を期限までに所定の場所に提出すること。

提出書類の内容に不明な点がある場合には、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があるので留意すること。

(1) 提出書類及び提出部数

①業務提案書(様式4)

書式等は「9 業務提案書の様式、記載内容」参照。副本には会社名等が想定できる記載はしないこと。

②価格提案書（様式任意）

提案価格の見積に係る積算内訳について、任意様式にて添付し提出すること。

③業務実施体制（様式5）

④業務工程表（様式任意）

※ 上記①～④を1つに綴じ、8部（正本1部、副本7部）を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年6月11日（水）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

※持参の場合は休日を除く9時から17時までとし、郵送の場合は期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」により提出すること。

(4) 提出場所

もとす広域連合 介護保険課

〒501-0466 岐阜県本巣市下真桑1000番地

TEL 058-320-2220 FAX 058-320-2265

9 業務提案書の様式、記載内容

(1) 業務提案書の様式

①提案書の形式は、A4版縦とし、書式、頁数については特に定めのないものとする。

（A3版による折込頁の挿入は可とする。）刷式は任意とするが黒色のみも可とする。また、文字の大きさなど見やすさには留意すること。

②1冊に製本（左2箇所ホチキス止、両面印刷可）して提出すること。

(2) 業務提案書の記載内容

「1.1 審査基準」を参考にしつつ、仕様書「4 業務内容」に則して、計画策定に際しての基本的な考え方や企画のポイントが分かりやすいように提案書を作成すること。

10 審査方法

業務提案についてプレゼンテーション等を実施し、審査委員による質疑を行うものとする。なお、応募多数の場合は事前審査を実施することがある。

(1) 日時

令和7年6月25日（水）午前9時から（予定）

※各参加者の日時等詳細は別途通知

(2) 場所

もとす広域連合 会議室

岐阜県本巣市下真桑1000番地

(3) 提案時間

業務提案書の記載内容のうち特にポイントとなる部分についての説明（最長20分）。質疑応答（10分程度、ただし状況により延長する場合あり）。

(4) 参加人数

1 業務提案者につき最大3名。

(5) 環境について

プロジェクター、スクリーンが必要な場合は、もとす広域連合へ申し出ること。その他必要なものがあれば企画提案者で用意すること。

プレゼンテーションの順番は、提案書等の提出があった順番とする。

1.1 審査基準

本プロポーザルは以下の「評価基準」により、各審査委員の得点の合計点数が最も高い提案者を受託候補者として選定する。上位者の合計点数が同点となった場合は、審査委員の多数決により決定する。なお、下記「評価基準」は、令和7年度及び令和8年度 of 取組内容の提案を含めての基準として位置付けていることを申し添える。

(1) 評価基準

評価項目	評価内容	配点
1. 基本的な考え方	(1) 介護保険事業計画への理解 (2) もとす広域連合の現状把握状況	20点
2. 企画のポイント	(1) 策定のポイント提案（魅力度） (2) アンケート調査（設問）の独自性等 (3) 計画書の構成	20点
3. 策定作業の提案	(1) 策定作業フローの提案 (2) アンケート調査の取りまとめ方法 (3) ニーズ量の算出方法	20点
4. 作業工程	作業工程の具体性、業務遂行の確実性	10点
5. 作業体制	業務の遂行体制（人員配置等）	5点
6. 実績	介護保険関連の行政計画の実績	5点
7. 取組意欲等	業務への取組意欲	10点
8. 見積価格	見積価格（2年間の合計）	10点
合 計		100点

1.2 審査結果通知

選定結果は全参加者へ合否のみを郵送で通知する。

1.3 契約

最優秀提案者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。なお、契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

1.4 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 業務提案書の提出は1者につき1案とする。

1.5 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルにかかる書類作成費用及び提出に際して必要となるその他の費用は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は業務提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式7）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①参加資格要件を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤プレゼンテーションを欠席した場合
- ⑥見積上限額を超えた見積の場合

(4) 著作権等の権利

業務提案書等の著作権は、当該業務提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託者に選定された者が作成した業務提案書等の書類については、もとす広域連合が必要とする場合は、あらかじめ受託者に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (5) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議

を申し立てることはできない。

16 スケジュール（イメージ）

【令和7年度】

（月）

業務内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
事務的調整				○	○	○	○	○	○	○	○	○
在宅介護実態調査							○	○	○	○	○	○
ニーズ調査										○	○	○
担い手世代調査										○	○	○
その他調査										○	○	○
データ入力・分析							○	○	○	○	○	○
調査に係る納品												○
計画策定委員会						○			○			○

【令和8年度】

（月）

業務内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
事務的調整	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
計画策定委員会		○		○		○	○	○		○		
パブリックコメント									○			
成果品の納品												○

17 問い合わせ先

もとす広域連合 介護保険課

担当：高橋、古川

〒501-0466 岐阜県本巣市下真桑1000番地

TEL：058-320-2220 FAX：058-320-2265